

飲食店や給食施設などで調理業務に
従事している調理師は

調理師業務従事者届 を出しましょう

令和6年12月31日現在の状況を

令和7年1月15日までに

一般社団法人千葉県調理師会に届出

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています



照会先： 「知事指定届出受理機関」
一般社団法人千葉県調理師会
〒260-0015 千葉市中央富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階
TEL 043-225-7736 FAX 043-225-5995
E-MAIL chiba-ck@helen.ocn.ne.jp
HPアドレス <https://chiba-cyourishik..sakura.ne.jp>